

65歳以上(第1号被保険者)のみなさんへ

保険料はきちんと納めましょう

—介護保険料は、社会保険料控除として申告することができます—

問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9136

介護保険では、きちんと保険料を納めれば、通常費用の1割を利用者が支払うだけで、介護保険サービスを受けることができます。

介護保険料を納めていない場合は、きちんと納めていただいている方との公平性を保つため、保険給付が制限される場合があります。

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置が取られます。介護保険サービスを利用していない人でも、将来サービスを利用する時に制限がかかる場合があります。



1年以上滞納すると・・・

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付(費用の9割)が支払われることとなります。

1年6ヶ月以上滞納すると・・・

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料に充てられることがあります。

2年以上滞納すると・・・

利用者負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置があります。高額介護サービス費の支給を受けられなくなったりします。

保険料の徴収の猶予、減免が受けられる場合

◆世帯の生計を主として維持する方が火災等により財産に著しい損害を受けたとき
◆長期入院、失業、農作物の不作などにより収入が著しく減少した場合
→保険料の徴収の猶予・減免。

◆特別な事情により、賦課された段階の保険料を納めることができない等、特別の理由があると認められる場合
→最大で第1段階まで減免。

◆保険料段階が第2段階でも生活の実態が限りなく第1段階に近い、あるいは同等と認められる場合
→第1段階の保険料率に減免。

第5期 平成24年度～平成26年度 介護保険料

住民税		前年の合計所得金額*1 など	保険料段階 (保険料率)	保険料額	
本人	世帯			年額	月額(約)
○ 非課税	○ 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方	第1段階 (基準額×0.25)	14,250円	1,187円
		○○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.50)	28,500円	2,375円
		○○ 80万円を超えている方	第3段階 (基準額×0.73)	41,610円	3,467円
		○● 80万円以下の方	第4段階 (基準額×0.90)	51,300円	4,275円
● 課税	● 課税	○● 80万円を超えている方	第5段階 (基準額)	57,000円	4,750円
		●● 50万円未満の方	第6段階 (基準額×1.05)	59,850円	4,987円
		●● 50万円以上125万円未満の方	第7段階 (基準額×1.10)	62,700円	5,225円
		●● 125万円以上200万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	76,950円	6,412円
		●● 200万円以上300万円未満の方	第9段階 (基準額×1.60)	91,200円	7,600円
		●● 300万円以上400万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	96,900円	8,075円
		●● 400万円以上600万円未満の方	第11段階 (基準額×1.90)	108,300円	9,025円
		●● 600万円以上1000万円未満の方	第12段階 (基準額×2.05)	116,850円	9,737円
		●● 1000万円以上の方	第13段階 (基準額×2.20)	125,400円	10,450円

*1: 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。 ※平成24～26年度の各段階の保険料額は変わりません